

京都市野外活動施設京北山国の家条例を廃止する条例（令和4年11月14日京都市条例第19号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

京都市野外活動施設京北山国の家は、児童及び生徒の心身の健全な発達を図るために良好な自然環境の下において行われる教育活動並びに市民の野外活動の振興を図るため、野外活動の用に供するための施設（以下「野外活動施設」という。）として設置していますが、施設が老朽化するとともに、近隣の野外活動施設において同等の事業が実施されていることから、その設置の必要性及び効果が低下したため、これを廃止することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市野外活動施設京北山国の家条例を廃止する条例を公布する。

令和4年11月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第 19号

京都市野外活動施設京北山国の家条例を廃止する条例

京都市野外活動施設京北山国の家条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1教育関連施設の項中「、野外活動施設京北山国の家」を削る。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)